

令和4年度 九州・沖縄地区 医療安全に関するワークショップ 講演

医療安全対策の動向

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

1. 日本の医療安全の歴史と現状
2. 病院等の医療安全管理体制
3. 医療事故情報収集等事業
4. 医療事故調査制度
5. 医療安全支援センターと医療安全支援センター総合支援事業
6. 医療安全に関するその他の取組み
 - ・ 医療安全関連の診療報酬
 - ・ 産科医療補償制度
 - ・ 医療安全推進週間
 - ・ 世界患者安全の日

1. 日本の医療安全の歴史と現状

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1999年頃に起こった主な医療過誤

◆ 1999年（平成11年）1月 ： 横浜市立大学附属病院

心臓手術予定患者と肺手術予定患者を間違えて手術室へ移送し、
本来の部位と異なる部位の手術が施行された。

◆ 1999年（平成11年）2月 ： 都立広尾病院

術後の患者血管内に血液凝固阻止剤と消毒薬を間違えて点滴し、
患者が死亡した。

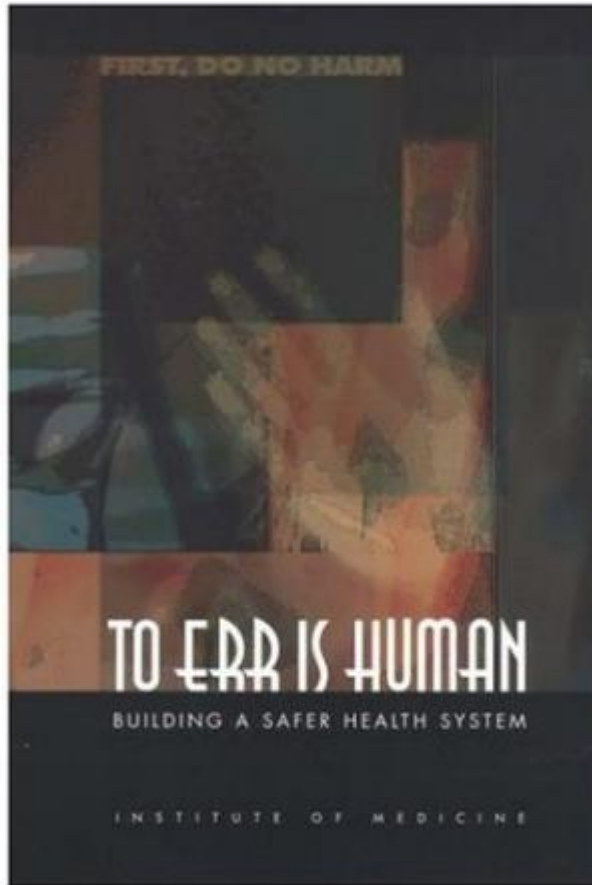
◆ 2000年（平成12年）2月 ： 京都大学医学部附属病院

人工呼吸器の加湿器に蒸留水とエタノールを間違えて注入し、
長時間にわたるエタノール吸入により患者が中毒死した。

◆ 2000年（平成12年） 4月 ： 東海大学医学部附属病院

内服薬を誤って血管内に点滴し、患児が死亡した。

To Err is Human「人は誰でも間違える」 (1999 Institute of Medicine)



「人は誰でも間違える」ことを前提に，間違っても
(事故をおこしても) 障害に至らないようにするには
どうすればよいかを提言

「重要なことは，個人を攻撃して起こってしまった誤りととやかくいうのではなく，安全を確保できる方向にシステムを設計し直し，将来のエラーを減らすように専心することである。」

エラーへの考え方

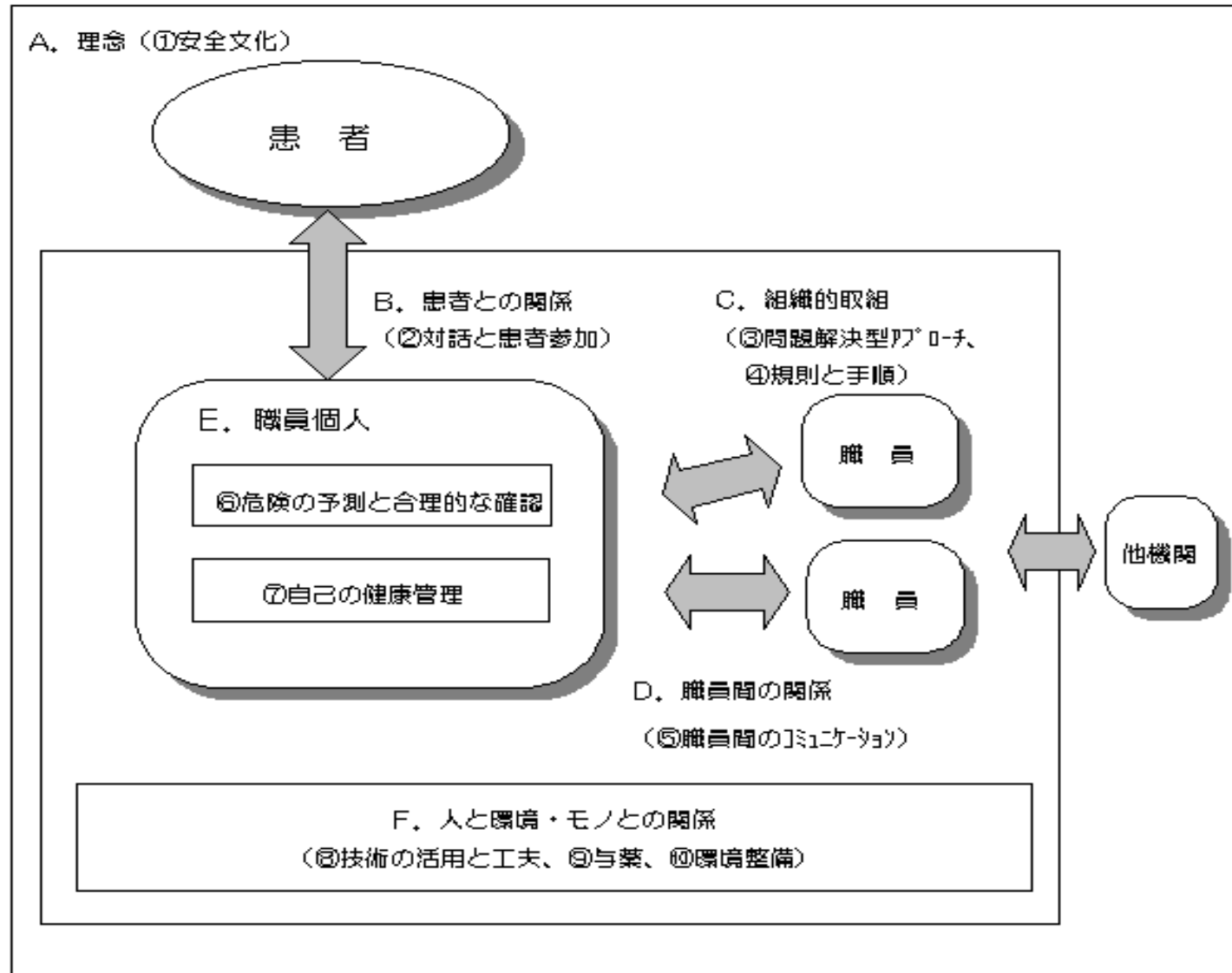
1990年代

医療従事者個人の努力
に依拠する

2000年代以降

個々の要素の質を高め
つつ、システム全体を
安全性の高いものへ

医療における安全管理体制の重要なポイント



医療安全推進総合対策

＜今後の医療安全対策としての医療安全の確保＞

- 個々の要素の質を高めつつ、いかにしてシステム全体を安全性の高いものにしていくかが課題となる。
- 事故の予防に重点を置いて考える場合には、「誤り」に対する個人の責任追及よりも、むしろ、起こった「誤り」に対して原因を究明し、その防止のための対策を立てていくことが極めて重要である。
- 患者の安全を最優先に考え、その実現を目指す態度や考え方としての「安全文化」を醸成し、これを医療現場に定着させていくことが求められている。

1 今後の医療安全対策

1-1 医療の安全と信頼を高めるために

- (1) 医療安全の確保
- (2) 医療における信頼の確保

1-2 本報告書における検討の範囲

1-3 医療安全を確保するための関係者の責務等

- (1) 国の責務
- (2) 地方自治体の責務
- (3) 関係者の責務と役割
- (4) 医療従事者個人の責務
- (5) 患者に期待される役割

2 医療安全の確保に当たっての課題と解決方策

2-1 医療機関における安全対策

- (1) 基本的な考え方
- (2) 医療機関における適正な安全管理体制
- (3) 安全対策のための人員の活用
- (4) 標準化等の推進と継続的な改善

- (5) 医療機関における医薬品・医療用具等の安全管理

- (6) 作業環境・療養環境の整備

- (7) 医療機関における信頼の確保のための取組

2-2 医薬品・医療用具等にかかわる安全性の向上

- (1) 基本的な考え方
- (2) 医薬品における取組
- (3) 医療用具における取組

2-3 医療安全に関する教育研修

- (1) 基本的な考え方
- (2) 卒業前・卒業後の教育研修の役割分担と連携
- (3) 教育研修内容の明確化と国家試験出題基準等での位置付け
- (4) 医療機関の管理者及び医療安全管理者に対する研修
- (5) 効果的な教育研修を進めるための方策

2-4 医療安全を推進するための環境整備等

- (1) ヒヤリ・ハット事例の収集・分析・結果の還元等

- (2) 科学的根拠に基づく医療安全対策の推進
- (3) 第三者評価の推進
- (4) 患者の苦情や相談等に対応するための体制の整備
- (5) 関係者を挙げての医療の安全性向上のための取組

3 国として当面取り組むべき課題

3-1 医療機関における安全管理体制の整備の徹底

3-2 医療機関における安全対策に有用な情報の提供等

3-3 医薬品・医療用具等に関する安全確保

3-4 医療安全に関する教育研修の充実

3-5 患者の苦情や相談等に対応するための体制の整備

3-6 関係者を挙げての医療の安全性向上のための取組

3-7 医療の安全性向上に必要な研究の推進

これまでの厚労省における医療安全施策

平成13(2001)年 3月	「患者安全推進年」とし、「患者の安全を守るための医療関係者の共同行動（Patient Safety Action : PSA）」を推進
4月	厚生労働省に医療安全推進室設置、医療安全対策検討会議を開催
14年 4月	医療安全対策検討会議にて、「 医療安全推進総合対策 」策定
10月	病院及び有床診療所に、 医療安全管理のための体制確保義務 （省令改正）
15年 4月	特定機能病院・臨床研修病院に、専任の医療に係る安全管理者・医療に係る安全管理部門・患者相談窓口配置義務 （省令改正）
12月	「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」：医療安全を医療政策の最重要課題のひとつ
16年10月	医療事故情報収集等事業 開始（省令改正）
17年 5月	「医療安全対策検討会議」報告書取りまとめ（医療事故未然防止対策等）
18年 6月	第5次改正医療法公布（法改正）※ 医療安全の規定が整備される
19年 4月	第5次改正医療法施行（法改正） 病院及び有床診療所に加え、 無床診療所、助産所 にも、 医療安全管理体制確保義務 、及び、都道府県等に、 医療安全支援センター設置努力義務 等
21年 1月	産科医療補償制度 開始
26年 6月	第6次改正医療法公布（法改正）
10月	第6次改正医療法施行（ただし、医療事故調査制度に関する規定は、平成27年10月 1 日施行）（法改正）
27年10月	医療事故調査制度 開始
28年 6月	特定機能病院の承認要件の見直し、支援団体等連絡協議会の設置（省令改正）
令和4年 4月	医療安全推進室を総務課から地域医療計画課に移管、室名を「医療安全推進・医務指導室」に変更

2. 病院等の医療安全管理体制

医療法第6条の12

病院、診療所又は助産所の管理者は、（中略）、
以下を講じなければならない。

- ① 医療の安全を確保するための指針の策定
- ② 従業者に対する研修の実施
- ③ その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置

医療法施行規則第1条の11（医療安全管理体制の確保）

病院等の管理者は、次に掲げる安全管理のための体制を確保しなければならない。
（ただし、第二号については、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入院施設を有する助産所に限る。）

- 一 医療に係る安全管理のための指針を整備すること。
- 二 医療に係る安全管理のための委員会（以下「医療安全管理委員会」という。）を
設置し、次に掲げる業務その他の医療に係る安全管理のための業務を行わせること。
 - イ 当該病院等において重大な問題その他医療安全管理委員会において取り扱うことが
適当な問題が発生した場合における速やかな原因の究明のための調査及び分析
 - ロ イの分析の結果を活用した医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の
立案及び実施並びに従業者への周知
 - ハ ロの改善のための方策の実施の状況の調査及び必要に応じた当該方策の見直し
- 三 医療に係る安全管理のため、従業者の医療の安全に関する意識、他の従業者と
相互に連携して業務を行うことについての認識、業務を安全に行うための技能の向上
等を目的として、医療に係る安全管理のための基本的な事項及び具体的な方策に
ついての職員研修を実施すること。
- 四 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のため
の方策を講ずること。

医療法施行規則第1条の11（医療安全管理体制の確保）

- 2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に
当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 院内感染対策の体制確保に係る措置
 - 二 医薬品安全管理体制確保に係る措置
 - 三 医療機器安全管理体制確保に係る措置
 - 三の二 診療用放射線安全管理体制確保に係る措置
 - 四 高難度新規医療技術又は未承認新規医薬品等を用いた
医療の提供に当たっての必要な措置

医療法施行規則第1条の11（医療安全管理体制の確保）

2 病院等の管理者は、前項各号に掲げる体制の確保に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

	院内感染対策 （一号）	医薬品に係る 安全管理 （二号）	医療機器に係る 安全管理 （三号）	診療用放射線に係る安全管理 （三号の二）	高難度新規医療技術又は未承認新規医薬品等を用いた医療の提供 （四号）
指針の策定	○	—	—	○	—
委員会の開催 ※無床は適応しない	○	—	—	—	—
従業者に対する 研修の実施	○	○	○	○	—
医療機関内における事故報告等の改善のための方策	○ （発生状況の報告）	○ （安全使用のために必要となる情報の収集）	○ （安全使用のために必要となる情報の収集）	○ （被ばく線量の管理及び記録）	—
責任者の配置	—	○	○	○	—
その他		業務手順書の作成及び 手順書に基づく業務の実施	保守点検計画の策定及び点検の適切な実施		特定機能病院の管理者の責務に準じ、必要な措置を講ずるように努める
備考	委員会の開催は、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所及び入院施設を有する助産所に限る				実施の適否を確認する部門を設置し、遵守規定を作り、その規定の遵守状況を確認する
平成19年省令改正			平成31年省令改正		平成28年省令改正

3. 医療事故情報収集等事業

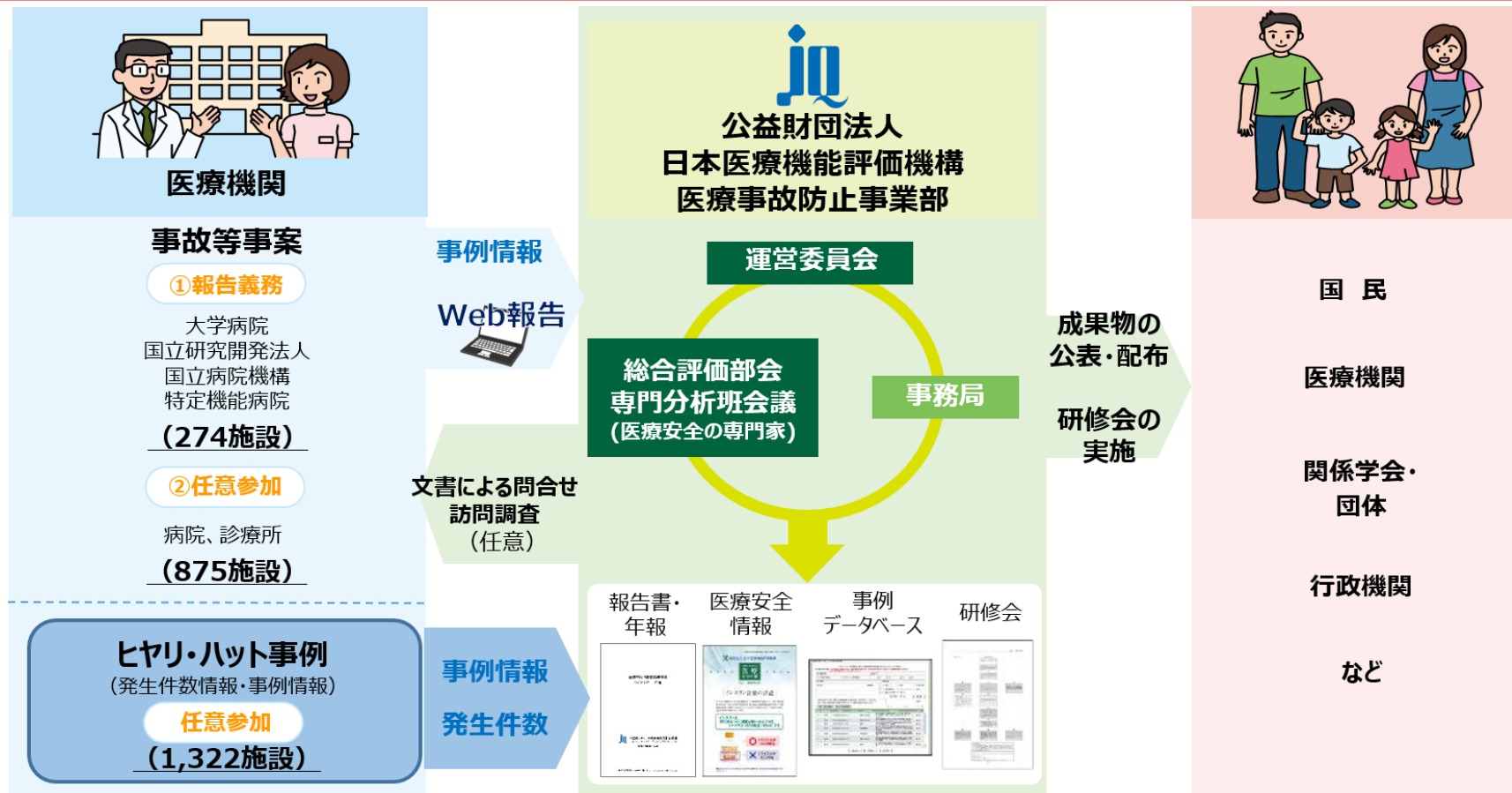
医療事故情報収集等事業

○事業の目的

医療機関から収集した事故等事案やヒヤリ・ハット事例を分析の上提供することにより、医療安全対策に有用な情報を医療機関に広く共有するとともに、国民に対して情報を公開することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的としています。

○事業の流れ

報告された事例を分析し、報告書や年報、医療安全情報を作成しています。それらは、報告された事例と共に、ホームページで公開しています。また、事例の報告の質を高めいただくことを目的として、参加医療機関を対象に研修会を開催しています。



報告すべき事故等事案の定義

＜医療法施行規則第9条の20の2第1項第14号＞

- (1) 誤った医療又は管理を行ったことが明らかであり、その行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事例。
- (2) 誤った医療又は管理を行ったことは明らかではないが、行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事例。〔当該事案の発生を予期しなかったものに限る〕
- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、医療機関内における事故の発生の予防及び再発の防止に資する事例。

事故等事案の報告対象となる医療機関（令和4年6月末）

○ 報告義務医療機関（274施設）

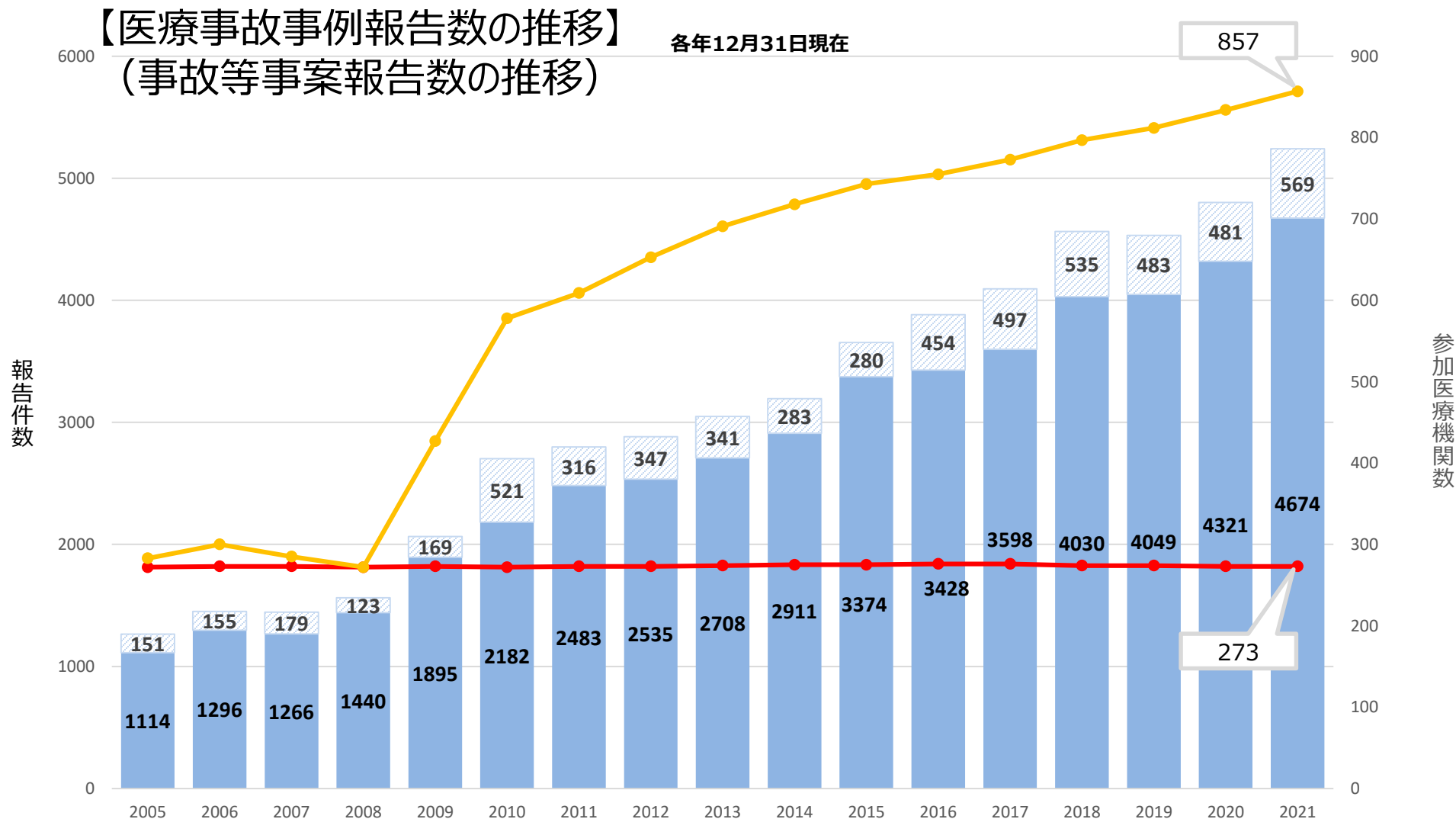
- ・特定機能病院
- ・国立ハンセン病療養所
- ・独立行政法人国立病院機構の開設する病院
- ・国立高度専門医療研究センターの開設する病院
- ・大学の附属施設である病院（病院分院を除く）

上記医療機関は事故等事案が発生した日から
原則として2週間以内に報告書を作成し提出しなければならない
（医療法施行規則第12条）

○ 参加登録申請医療機関（875施設）

報告義務対象医療機関以外で参加を希望する医療機関は、必要事項の登録を経て参加することができる。

医療事故情報収集等事業への報告状況



出典：医療事故情報収集等事業 第68回報告書（公益財団法人日本医療機能評価機構医療事故防止事業部）

事例検索

医療安全に関する 情報の提供

医療事故情報収集等事業HP

<https://www.med-safe.jp/index.html>

The screenshot shows the homepage of the medical safety information collection website. A red circle highlights the '事例検索' (Case Search) button. To the right, a detailed search form is visible, including fields for '報告事例区分' (Report Case Category), '発生年月' (Occurrence Year/Month), '事例の概要' (Case Summary), and '関連診療科' (Related Clinical Department). There is also a search bar with a 'キーワード入力' (Keyword Input) field and a '検索' (Search) button.

医療安全情報

The image shows the cover and the first page of the medical safety information report No. 183, February 2022. The cover features the title '医療安全情報' (Medical Safety Information) and the subtitle '製剤量と成分量の間違い(第2報)' (Dosage and Component Amount Mistake (Part 2)). The first page contains the same title and subtitle, followed by a detailed description of the case, including the patient's condition, the error, and the outcome. It also includes a section for '事例1のイメージ' (Image of Case 1) and a table showing the correct and incorrect dosages.

報告書・年報

The image shows the cover and the first page of the medical safety information collection project 2020 annual report. The cover features the title '医療事故情報収集等事業 2020年 年報' (Medical Safety Information Collection Project 2020 Annual Report) and the subtitle '第68回報告書 (2021年10月~12月)' (68th Report (October~December 2021)). The first page contains the same title and subtitle, followed by a detailed description of the project, including the number of cases collected, the types of errors, and the outcomes. It also includes a section for '事例1のイメージ' (Image of Case 1) and a table showing the correct and incorrect dosages.

4. 医療事故調査制度

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療事故調査制度の目的について

医療事故が発生した医療機関で院内調査を行い、その調査結果を第三者機関が収集・分析することで再発防止につなげることにより、医療の安全を確保することを目的としています。

対象となる医療事故が発生した場合、

医療機関は、遺族への説明、医療事故調査・支援センターへ報告、必要な調査の実施、調査結果について遺族への説明(※)及びセンターへの報告を行う。

(※)調査結果の遺族への説明に当たっては、口頭又は書面若しくはその双方に適切な方法により行い、遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならない。

医療機関又は遺族から調査の依頼があったものについて、センターが調査を行い、その結果を医療機関及び遺族への報告を行う。

センターは、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行う。

本制度における医療事故の定義について

	医療機関（病院、診療所、助産所）に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡又は死産を予期しなかったもの	
省令事項		○「予期しなかったもの」
通知事項	○「医療に起因し又は起因すると疑われるもの」	○「予期しなかったもの」

○ 医療事故の範囲

※過誤の有無は問わない

	医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産	左記に該当しない死亡又は死産
管理者が予期しなかったもの	制度の対象事案	
管理者が予期したもの		

本制度において「医療事故」に該当するかどうかについては、医療機関の管理者が組織として判断することとされています。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行（医療事故調査制度）について（平成27年5月8日付医政発0508第1号）」より

なお、遺族等から医療事故が発生したのではないかという申出があった場合であって、医療事故には該当しないと判断した場合は、遺族等に対してその理由をわかりやすく説明することとされています。

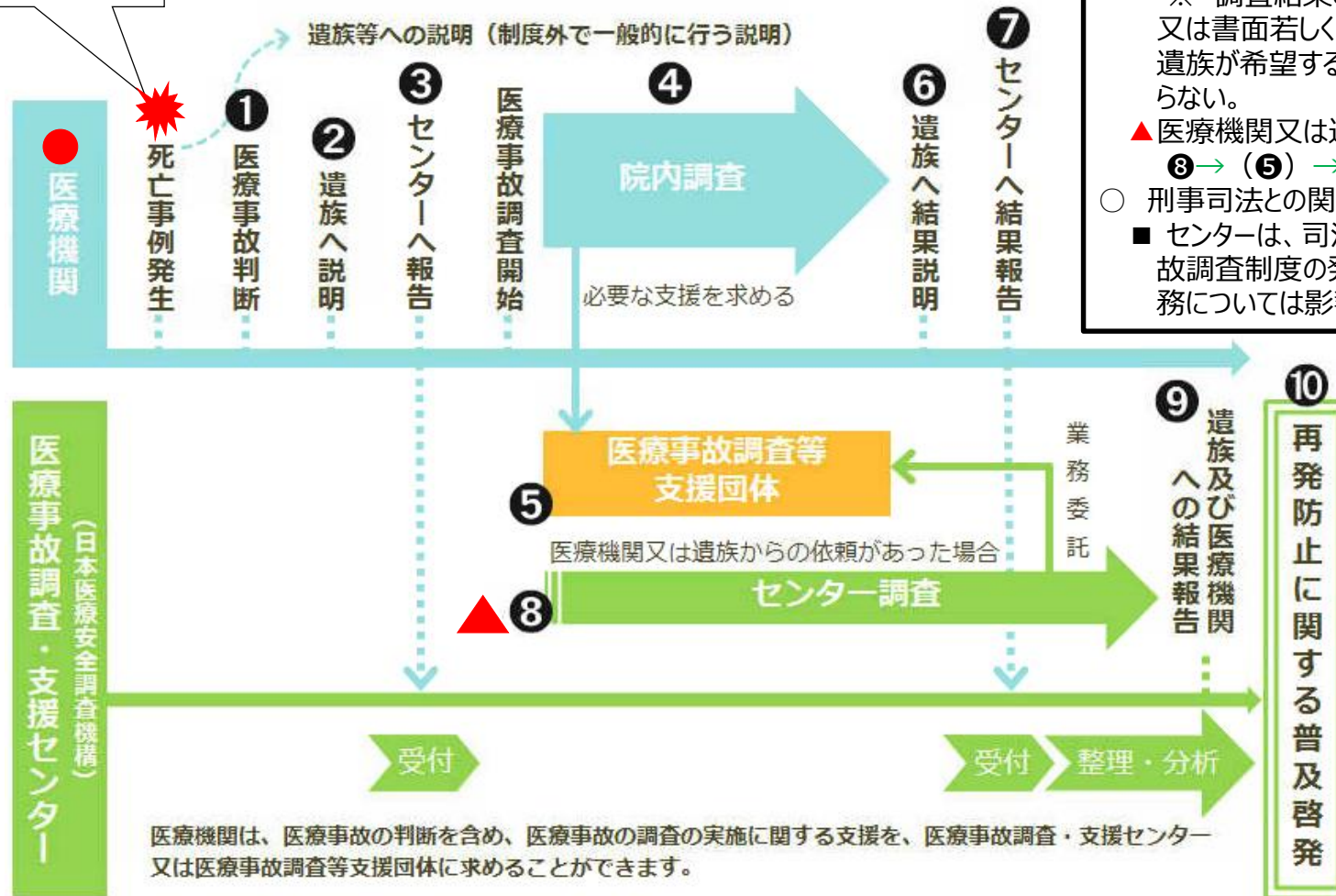
「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について（平成28年6月24日付医政総発0624第1号）」より

医療事故の定義について

法律	省令	通知
第6条の10 病院、診療所又は助産所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、医療事故（当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったものとして厚生労働省令が定めるものをいう。以下この章において同じ。）が発生した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況その他厚生労働省令で定める事項を第6章の15第1項の医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。	○省令事項なし	医療に起因し、又は起因すると疑われるもの ○「医療」に含まれるものは制度の対象であり、「医療」の範囲に含まれるものとして、手術、処置、投薬及びそれに準じる医療行為（検査、医療機器の使用、医療上の管理など）が考えられる。 ○施設管理等の「医療」に含まれない単なる管理は制度の対象とならない。 ○医療機関の管理者が判断するものであり、ガイドラインでは判断の支援のための考え方を示す。 ※別紙参照：「医療に起因する（疑いを含む）」死亡又は死産の考え方
		当該死亡又は死産を予期しなかったもの ○当該死亡又は死産が予期されていなかったものとして、以下の事項のいずれにも該当しないと管理者が認めたもの 一 管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該患者等に対して、当該死亡又は死産が予期されていることを説明していたと認めたもの 二 管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該死亡又は死産が予期されていることを診療録その他の文書等に記録していたと認めたもの 三 管理者が、当該医療の提供に係る医療従事者等からの事情の聴取及び、医療の安全管理のための委員会（当該委員会を開催している場合に限る。）からの意見の聴取を行った上で、当該医療の提供前に、当該医療の提供に係る医療従事者等により、当該死亡又は死産が予期されていたと認めたもの ○左記の解釈を示す ●省令第一号及び第二号に該当するものは、一般的な死亡の可能性についての説明や記録ではなく、当該患者個人の臨床経過等を踏まえて、当該死亡又は死産が起こりうることにについての説明及び記録であることに留意すること。 ●患者等に対し当該死亡又は死産が予期されていることを説明する際は、医療法第一条の四第二項の規定に基づき、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めること。 参考）医療法第一条の四第二項 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない

医療事故調査について

院内での死亡及び死産事例を
遺漏なく把握できる体制を確保
⇒医療事故の判断
⇒事例についての遺族等に
対する説明



- 本制度における調査の流れ
 - ★ 対象となる医療事故が発生した場合、
 - 医療機関：①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑩
 - ※ 調査結果の遺族への説明に当たっては、口頭又は書面若しくはその双方に適切な方法により行い、遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならない。
 - ▲ 医療機関又は遺族から依頼があった場合：
 - ⑧→(⑤)→⑨→⑩
 - 刑事司法との関係
 - センターは、司法・警察には通知しない。(医療事故調査制度の発足により、医師法21条の通報義務については影響を受けない。)

※ 医療法第6条の11の規定に基づき、病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には、速やかに医療事故調査を行わなければならない。また、病院等の管理者は、医療事故調査等支援団体に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求める。

出典：日本医療安全調査機構 医療事故調査制度について
URL:https://www.medsafe.or.jp/modules/about/index.php?content_id=2

医療事故調査・支援センターの業務

医療事故調査・支援センターの業務は医療法により次のとおり規定されています。

1. 医療機関の**院内事故調査の報告により収集した情報の整理及び分析**
2. 院内事故調査の報告をした病院等の管理者に対し、**情報の整理及び分析の結果を報告**
3. 医療機関の管理者が「医療事故」に該当するものとして医療事故調査・支援センターに報告した事例について、医療機関の管理者又は遺族から調査の依頼があった場合に、**調査を行うとともに、その結果を医療機関の管理者及び遺族に報告**
4. 医療事故調査に従事する者に対し、医療事故調査に係る**知識及び技能に関する研修**
5. 医療事故調査の実施に関する**相談に応じ、必要な情報の提供及び支援**
6. 医療事故の再発の防止に関する**普及啓発**
7. その他医療の安全の確保を図るために必要な業務

「医療事故調査制度に関するQ&A（平成27年9月28日更新版）」問21より

なお、運用に当たっては、次のとおり通知されています。

1. **遺族等から相談があった場合**、医療安全支援センターを紹介するほか、**遺族等からの求めに応じて、相談の内容等を医療機関に伝達**する
2. 支援団体や医療機関に対する**研修の充実、優良事例の共有**を行う
3. 再発防止策の検討に資するため、医療機関の同意を得て、必要に応じて、**院内調査報告書の内容に関する確認・照会等を行う**

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について（医政総発0624第1号）」より

医療法第6条の11第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体（支援団体）

平成27年8月6日付厚生労働省告示第343号

○ 職能団体

- ・（公社）日本医師会及び（一社）都道府県医師会
- ・（公社）日本歯科医師会及び（一社）都道府県歯科医師会
- ・（公社）日本薬剤師会及び（一社）都道府県薬剤師会
- ・（公社）日本看護協会及び（公社）都道府県看護協会
- ・（公社）日本助産師会及び（一社）都道府県助産師会
- ・（一社）日本病院薬剤師会
- ・（公社）日本診療放射線技師会
- ・（一社）日本臨床衛生検査技師会
- ・（公社）日本臨床工学技士会

○ 病院団体等

- ・（一社）日本病院会及びその会員が代表者である病院
- ・（公社）全日本病院協会及びその会員が代表者である病院
- ・（一社）日本医療法人協会
- ・（公社）日本精神科病院協会
- ・（公社）全国自治体病院協議会及びその会員が代表者である病院
- ・（一社）全国医学部長病院長会議及び
その会員が代表者である大学の医学部又は病院
- ・（公財）日本医療機能評価機構

○ 病院事業者

- ・（独）国立病院機構
- ・（独）労働者健康福祉機構
- ・（独）地域医療機能推進機構
- ・（国研）国立がん研究センター
- ・（国研）国立循環器病研究センター
- ・（国研）国立精神・神経医療研究センター
- ・（国研）国立国際医療研究センター
- ・（国研）国立成育医療研究センター
- ・（国研）国立長寿医療研究センター
- ・日本赤十字社
- ・（福）恩賜財団済生会
- ・全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生農業協同組合連合会
- ・（福）北海道社会事業協会
- ・国家公務員共済組合連合会

○ 学術団体

- ・日本医学学会に属する学会（内81学会）
- ・日本歯科医学会
- ・（一社）日本医療薬学会
- ・（一社）日本看護系学会協議会の社員である学会
- ・（一社）医療の質・安全学会
- ・（一社）医療安全全国共同行動

支援団体に求められる支援

医療事故調査等支援団体は、以下のような支援を行うことを想定しています。

- ・ 医療事故の**判断に関する相談**
- ・ **調査手法に関する相談、助言**
- ・ **報告書作成に関する相談、助言**
(医療事故に関する情報の収集・整理、報告書の記載方法など)
- ・ **院内事故調査委員会の設置・運営に関する支援** (委員会の開催など)
- ・ **解剖、死亡時画像診断**に関する支援 (施設・設備等の提供含む)
- ・ 院内調査に**必要な専門家の派遣**

こういった仕組みを通じて、適切に調査を行っていただきますようお願いします。

「医療事故調査制度に関するQ&A (平成27年9月28日更新版)」問15より

なお、医療事故に該当するかの判断や院内調査の方法等の標準化を進めるため、支援団体や医療事故調査・支援センターが情報や意見を交換する場として、支援団体等連絡協議会を制度的に位置付け、中央レベルと地方レベルで連携を図ることとしています。 「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について (医政総発0624第1号)」より

医療事故の再発防止に向けた提言

再発防止に向けた提言 公表状況と今後の予定



- 第1号 中心静脈穿刺合併症に係る死亡の分析
- 第2号 急性肺血栓塞栓症に係る死亡事例の分析
- 第3号 注射剤によるアナフィラキシーに係る死亡事例の分析
- 第4号 気管切開術後早期の気管切開チューブ逸脱・迷入に係る死亡事例の分析
- 第5号 腹腔鏡下胆嚢摘出術に係る死亡事例の分析
- 第6号 栄養剤投与目的に行われた胃管挿入に係る死亡事例の分析
- 第7号 一般・療養病棟における非侵襲的陽圧換気（NPPV）及び気管切開下陽圧換気（TPPV）に係る死亡事例の分析
- 第8号 救急医療における画像診断に係る死亡事例の分析
- 第9号 入院中に発生した転倒・転落による頭部外傷に係る死亡事例の分析
- 第10号 大腸内視鏡検査等の前処置に係る死亡事例の分析
- 第11号 肝生検に係る死亡事例の分析
- 第12号 胸腔穿刺に係る死亡事例の分析
- 第13号 胃瘻造設・カテーテル交換に係る死亡事例の分析
- 第14号 カテーテルアブレーションに係る死亡事例の分析
- 第15号 薬剤の誤投与に係る死亡事例の分析
- 第16号 頸部手術に起因した気道閉塞に係る死亡事例の分析

今後の予定

第17号 中心静脈穿刺 第2報（仮称）

5. 医療安全支援センターと 医療安全支援センター総合支援事業

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療安全支援センターの概要①

<医療安全支援センターとは>

医療法第6条の13の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市及び特別区により設置されており、医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言および情報提供等を行っています。

<役割>

- 医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに当該患者若しくはその家族又は当該病院、診療所若しくは助産所の管理者に対し必要に応じ、助言を行うこと
- 病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくは従業者又は患者若しくはその家族若しくは住民に対し医療の安全の確保に関し必要な情報の提供を行うこと
- 病院、診療所又は助産所の管理者又は従業者に対し、医療の安全に関する研修を実施すること
- 医療の安全の確保のために必要な支援を行うこと（医療法第6条の13）

<設置状況（設置は努力義務）>（令和4年1月31日時点）

- 都道府県に設置されているセンター：47箇所
- 保健所設置市区に設置されているセンター：78箇所
- 二次医療圏に設置されているセンター：291箇所

計 416 箇所

※各センターの詳細については、医療安全支援センター総合支援事業HP（<https://www.anzen-shien.jp/center/>）を参照

医療安全支援センターの概要②

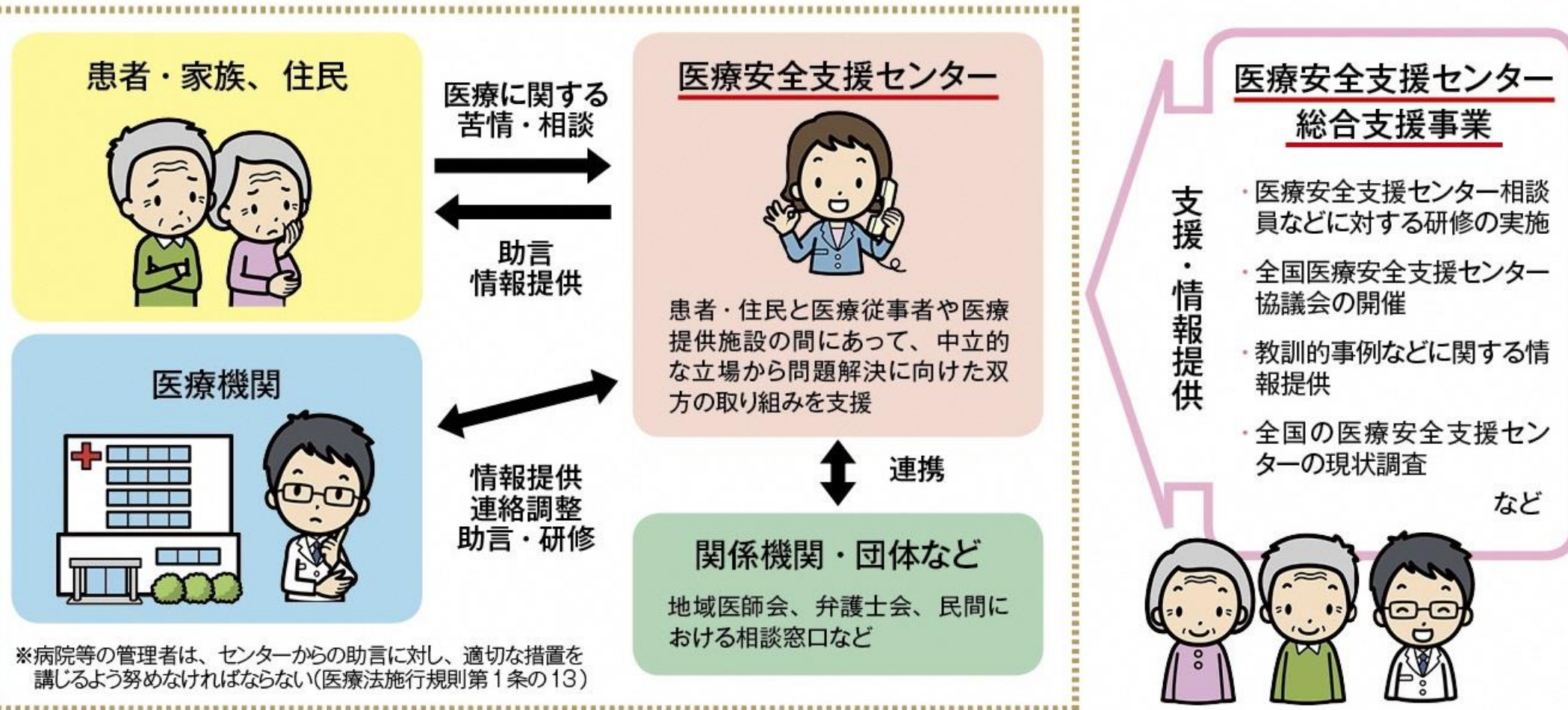
＜医療安全支援センターの助言に対する病院等の管理者の義務＞

病院等の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が法第6条の13第1項第1号の規定に基づき行う（医療安全支援センターの）助言に対し、適切な措置を講じるよう努めなければならない。（医療法施行規則第1条の13）

＜医療安全支援センターに関する国の支援事業 （医療安全支援センター総合支援事業）＞

- 医療安全支援センター相談員の資質の向上を図るため、助言に必要な知識、技能に関する研修を行うとともに、各医療安全支援センターの相談体制の強化を図るため、相談員等が抱える課題等についての情報交換を行うなど必要な支援を総合的に実施する。
- 全国の医療安全支援センターが収集した相談事例のうち教訓的事例等に関する情報を収集し、分析・評価した上で、医療安全支援センターや医療機関において活用できるよう情報提供するなど、医療安全支援センターを総合的に支援する。
- 事業を運営する一般社団法人医療の質・安全学会（平成30年度～）へ運営費を補助。

医療安全支援センターによる 患者等と医療機関の信頼関係構築のための支援



6

6. 医療安全に関するその他の取組み

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療安全関連の診療報酬

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療安全対策の推進に関する診療報酬

医療安全対策の充実

○医療安全対策の評価

- ・医療安全対策加算 1

(専従の医療安全管理者) 85点

- ・医療安全対策加算 2

(専任の医療安全管理者) 30点

○医療安全対策に関する 医療機関の連携に対する評価

- ・医療安全対策地域連携加算 1 50点

- ・医療安全対策地域連携加算 2 20点

医療機器安全管理の充実

○医療機器安全管理の評価

- ・医療機器安全管理料 1 100点

- ・医療機器安全管理料 2 1100点

患者サポート体制の充実

○患者等からの相談に対応できる体制を評価

- ・患者サポート体制充実加算 70点

報告書管理体制の充実

○報告書の確認漏れを防止する体制を評価

- ・報告書管理体制加算 7点

医療安全対策加算

医療安全対策加算（入院初日）

医療安全対策加算 1 85点

医療安全対策加算 2 30点

● 施設基準の概要

＜医療安全対策加算 1＞

イ 医療安全対策に係る研修（※）を受けた専従の薬剤師、看護師等が医療安全管理者として配置されていること。

ロ 当該保険医療機関内に医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制が整備されていること。

ハ 当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置していること

＜医療安全対策加算 2＞

イ 医療安全対策に係る研修（※）を受けた専任の薬剤師、看護師等が医療安全管理者として配置されていること。

○ 医療安全対策加算 1 のロ及びハ

● 算定要件の概要

組織的な医療安全対策を実施している保険医療機関を評価したものであり、当該保険医療機関に入院している患者について、入院期間中 1 回に限り、入院初日に算定。

※医療安全対策に係る研修

次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。

(イ) 国又は医療関係団体等が主催するものであること。

(ロ) 医療安全管理者としての業務を実施する上で必要な内容を含む通算して40時間以上ものであること。

(ハ) 講義及び具体例に基づく演習等（注）により、医療安全の基礎的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員に対する研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修すること。

注：令和4年度の改定により、「講義又は具体例に基づく演習等」から「講義及び具体例に基づく演習等」に変更となった

患者サポート体制充実加算

患者サポート体制充実加算（入院初日）

70点

● 施設基準の概要

- ① 患者からの相談に対する窓口を設置し、専任の看護師、社会福祉士等を配置していること。
- ② 患者のサポート等に関するマニュアルの作成、報告体制の整備、職員への研修等、体制の整備を実施していること。

● 算定要件の概要

医療従事者と患者との対話を促進するため、患者又はその家族等に対する支援体制を評価したものであり、当該保険医療機関に入院している患者について、入院期間中1回に限り、入院初日に算定。

- 相談窓口対応の職員が医療有資格者以外の者の場合、

- ・ 患者サポートに関する業務を1年以上経験
- ・ 患者の相談を受けた件数が20件以上
- ・ 患者サポートに関する員内外での活動（研修会への参加や研修会での講師の経験など）

の全ての経験のある者であるとともに、以下の要件を満たす研修を修了している必要がある。

- ・ 医療対話推進者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針（平成25年1月10日医政発0110第2号医政局総務課長通知）の内容を満たすものである
- ・ 研修期間は通算して20時間以上又は3日程度のものである

なお、相談窓口対応にあたる職員が医療有資格者である場合も、上記要件を満たす研修については修了していることが望ましい。

(新) 報告書管理体制加算

報告書管理体制加算（退院時1回）

7点

- 算定要件の概要

安心・安全で質の高い医療の提供を推進する観点から、医療機関の画像診断部門や病理診断部門が医療安全管理部門と連携し、画像診断報告書や病理診断報告書の確認漏れ等の対策を講じ、診断又は治療開始の遅延を防止するための体制を整備している保険医療機関を評価したものであり、当該保険医療機関に入院している患者について、退院時1回に限り算定。

- 施設基準の概要

- (1) 放射線科又は病理診断科を標榜する保険医療機関であること。
- (2) 医療安全対策加算 1 又は 2 の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (3) 画像診断管理加算 2 若しくは 3 又は病理診断管理加算 1 若しくは 2 の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (4) 医療安全対策に係る研修を受けた専任の臨床検査技師又は専任の診療放射線技師等が報告書確認管理者として配置されていること。
- (5) 当該保険医療機関において、報告書確認管理者、画像診断を担当する医師、病理診断を担当する医師、医療安全管理部門の医師から構成される報告書確認対策チームが設置されていること。
- (6) 報告書確認管理者が行う業務（報告書管理に係る企画立案、各部門との調整、各部門への支援、報告書作成から概ね2週間後に主治医等による当該報告書の確認状況の確認、未確認報告書の把握、未確認報告書のうち、医学的な対応が必要とされるものについて対応状況の確認等）
- (7) 報告書確認対策チームが行う業務（各部門における報告書管理の実施状況の評価、報告書管理のための業務改善計画書の作成、報告書管理を目的とした院内研修を少なくとも年1回程度実施、報告書管理の評価に係るカンファレンスの月1回程度開催等）
- (8) 医療事故が発生した際に適切に報告する体制を整備していることが望ましいこと。

産科医療補償制度について

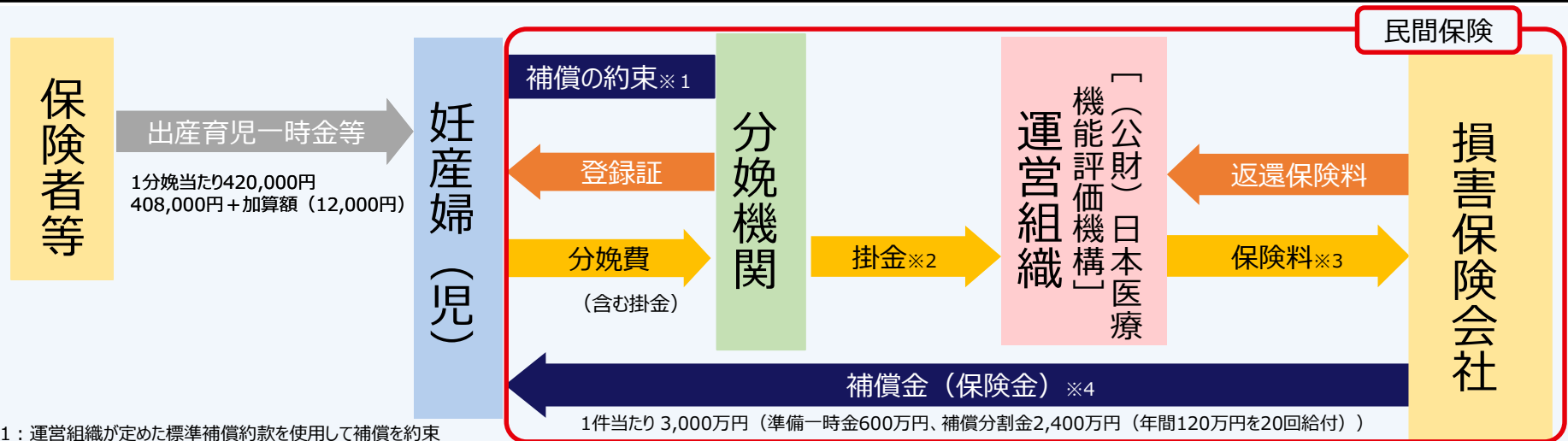
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

産科医療補償制度について

産科医療補償制度は、2009 年 1 月より、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に関連して発症した脳性麻痺児に対する救済及び紛争の早期解決を図るとともに、原因分析を通じて産科医療の質の向上を図ることを目的として創設された。



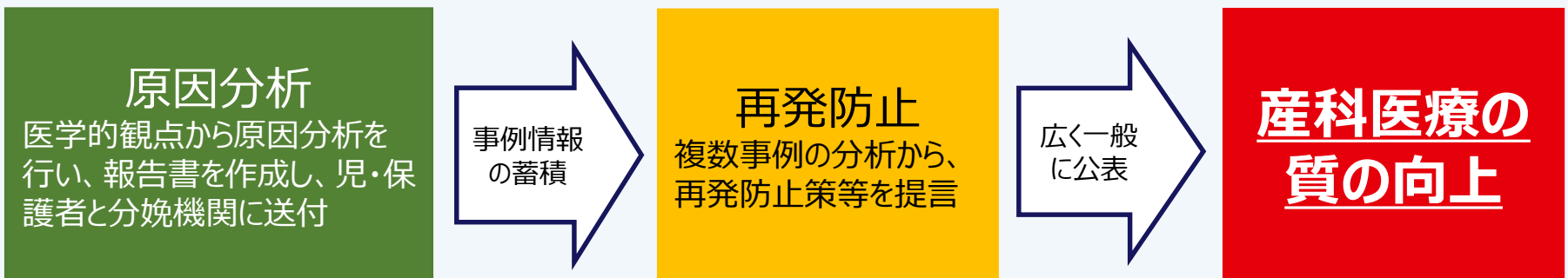
※1：運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償を約束

※2：制度創設当初は30,000円、2015年以降は16,000円、2022年以降は12,000円（1分娩当たり）

※3：制度創設当初は29,900円、2015年以降は24,000円、2022年以降は22,000円（1分娩当たり）

※4：運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が加入分娩機関の代わりに損害保険会社に保険金を請求し、保険金が補償金として支払われる

原因分析・
再発防止の
機能



医療安全推進週間

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療安全推進週間

11月25日（いい医療に向かってGO）

平成13年に開始された「患者の安全を守るための共同行動（PSA）」の一環として、医療機関や医療関係団体等における取組みの推進を図り、また、これらの取組みについて国民の理解や認識を深めていただくことを目的として、「医療安全推進週間」を設けています。

（毎年度11月25日を含む1週間）



令和4年（2022年）11月20日（日）～11月26日（土）

厚生労働省「医療安全推進週間」HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuanzen2022.html

令和4年
11月20日(日)～11月26日(土)は
医療安全推進週間です

わかるまで聞こう話そう伝えよう

厚生労働省では、平成13年から「患者の安全を守るための医療関係者の共同行動（PSA）」と命名し、総合的な医療安全対策を推進しています。その取組の一環として、11月25日（いい医療に向かってGO）を含む1週間を「医療安全推進週間」と定め、「世界患者安全の日」と共に、医療関係者の意識向上や、国民の理解を深めていただくための様々な事業を実施しています。

主催：厚生労働省

後援団体：文部科学省、各都道府県、公団社団法人日本医師会、公団社団法人日本歯科医師会、公団社団法人日本看護協会、公団社団法人日本薬剤師会、公団社団法人日本臨床検査技師会、一般社団法人日本臨床検査技師会、公団社団法人日本臨床工学技士会、公団社団法人日本歯科衛生士会、公団社団法人日本病院薬剤師会、日本赤十字社、社会福祉法人医療福祉推進連合会、全国学生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、独立行政法人国立病院機構、公団社団法人全国自治体病院協議会、公団社団法人日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、一般社団法人日本医科大学協会、公団社団法人日本精神科看護協会、一般社団法人日本病院会、独立行政法人労働者健康安全機構、公団社団法人日本医療機能評価機構、一般社団法人日本医療安全調査機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、一般社団法人日本精神科看護協会、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国家公務員共済組合連合会、健康保険組合連合会、一般社団法人医師会、公団社団法人全国国民健康保険診療協議会、日本製薬団体連合会、一般社団法人日本医療従事者連合会、一般社団法人医療従事者サービス研究会、一般社団法人日本衛生看護協会、一般社団法人日本病院看護協会、公団社団法人全国ビルメンテナンス協会、公団社団法人日本医療経営者協会、一般社団法人日本産業・医療アセスメント協会、公団社団法人医療機能評価機構、一般社団法人医療安全全国共同行動

世界患者安全の日 World Patient Safety Day(WPSD)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

世界患者安全の日

毎年9月17日は World Patient Safety Day

「世界患者安全の日」とは、患者安全を促進すべくWHO(世界保健機関)加盟国による世界的な連携と行動に向けた活動をする事等を目的として、2019年のWHO総会において制定されました。

患者安全を促進する事への人々の意識、関心を高め、国際的な理解を深めるとともに、各種媒体を用いて普及活動を推進しています。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療安全対策 > 9月17日は「世界患者安全の日」です

9月17日は「世界患者安全の日」です

世界患者安全の日 2022

概要

「世界患者安全の日（以下、WPSD：World Patient Safety Day）」とは、「患者安全を促進すべく世界保健機関（以下、WHO）加盟国による世界的な連携と行動に向けた活動をする事」を目的として、医療制度を利用する全ての人々のリスクを軽減するために2019年にWHO総会で制定されました。患者安全を促進する事への人々の意識、関心を高め、国際的な理解を深めるとともに、各種媒体を用いて普及活動を推進しています。

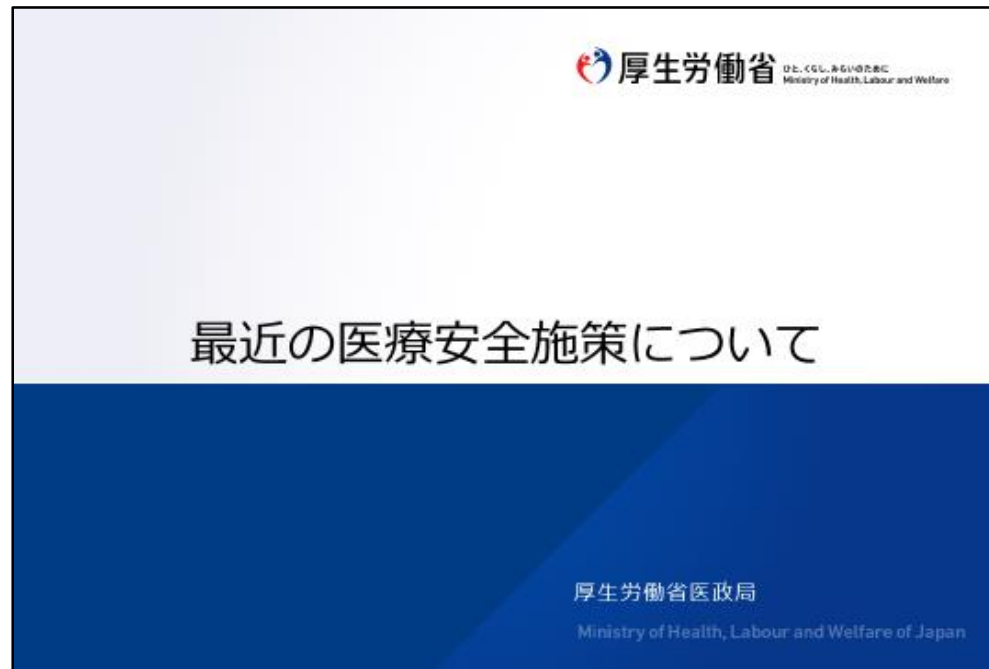
WHOは、患者安全文化の醸成のための普及活動の一環として毎年スローガン等を作成しています。

2022年度	テーマ スローガン	Medication safety Medication without harm
--------	--------------	--



医療安全施策についての解説動画

最近の医療安全施策について詳しく解説する動画資料を作成しました。
厚生労働省のウェブサイトやYouTubeチャンネルからぜひご覧ください。



厚生労働省ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109040.html>



YouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/watch?v=IKKP0gaW3eE>



ご清聴ありがとうございました

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare